

地域建設業経営強化融資制度に係る高松市発注工事請負代金債権の譲渡の承諾事務の取扱い延長について(取扱いの期限：R3.3.31→R8.3.31)

高松市発注工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務については、平成20年12月22日に開始し、その実施期限を令和3年3月31日としております。

この度、国土交通省においてこの融資制度を更に5年延長するとしてを受けて、この承諾事務の期限についても5年延長し、令和8年3月31日としましたので、お知らせします。